

## 社会的公正さの判断基準の分析 ——社会的公正判断過程に関する研究(1)——

山口 貴之<sup>1)</sup> 森上 幸夫<sup>2)</sup> 西迫 成一郎<sup>3)</sup> 桑原 尚史<sup>4)</sup>

### 要 旨

本研究は、人がいかなる状況において不公正という判断を行っているのかを自由記述法を用いて調査し、それを因子分析の手法を用いて分析することにより、公正に関する判断基準を明らかにすることを試みた。その結果、公正さの基準として、1) 社会的規範との合致性、2) 経済的交換性の均衡性、3) 他者との平等性、4) 評価の正当性、5) 倫理との合致性、6) 逸脱行為に対する相応の制裁という 6 つの基準が存在することがみいだされた。

### The Analysis of the Criteria in Social-Justice Judgement.

#### — The Study of Cognitive Process in Social-Justice Judgement(1) —

Takayuki YAMAGUCHI, Yukio MORIKAMI,

Seiichiro NISHISSAKO, Takashi KUWABARA

### Abstract

This paper is the first of a series discussing the results of a study of social-judgement processes. The purpose of this study is to examine the criteria on social-justice judgements. The first investigation was carried out to gather unjust situations by using 200 undergraduate students. The second investigation was carried out to rate 77 unjust situations obtained in investigation 1 by using 280 students. In the factor analysis of data obtained in investigation 2, it was found that the criteria in social-justice judgement consisted of 1) consistency with social norms, 2) equity of economic exchanges, 3) equality with others, 4) accuracy of evaluation, 5) consistency with morals and 6) deserved retribution to deviation.

<sup>1)</sup> 関西大学大学院総合情報学研究科

<sup>2)</sup> 大阪国際大学人間科学部

<sup>3)</sup> 相愛大学人文学部

<sup>4)</sup> 関西大学総合情報学部

## 問題の所在

人は、常に、正しさについての判断、則ち公正 (justice, fairness) に関わる判断を行っている。それは、自己のとった行動に対して、また、これから行おうとする自己の行動に対して、他者の行動に対して、集団の決定や方針について、さらには社会制度や社会のあり方に対してなど、あらゆる社会的事象に対して行われている。さて、この公正に関わる判断は、人の社会的行動を予測するうえにおいてきわめて重要な意味をもつ。それは、公正に関わる判断が、自己の行動に対する、また他者の行動に対する、さらには集団や社会に対する評価判断において中心的な位置を占め、それ故に、公正に関わる判断の結果によって今後の自己の行動や、他者、集団および社会に対する態度および行動が強く方向づけられるからにほかならない。

勿論、この公正に関わる判断がいかに行われるかについては、これまで多くの研究がなされてきた。そして、その主題としてとりあげられてきたのが、分配的公正 (distributive justice) に関する判断、相対的剥奪 (relative deprivation) という現象、手続き的公正 (procedural justice) に関する判断、そして報復的公正 (retributive justice) に関する判断だった (Tyler, Boeckmann, Smith, & Huo, 1997)。

分配的公正に関する判断とは、集団あるいは二者間において報酬や負担の分配、あるいは地位の分配が公正に行われているか否かに関わる判断である。この分配的公正判断に関する研究は、Adams (1965) が提出した公平理論 (equity theory) の枠組に基づいて行われ、人がいかなる分配状況を公平と受けとめるのか、いかなる分配状況において満足感を感じるのか、また人は分配状況を不公平事態と判断したときにはその事態にいかに対処しようとするのかという問題を扱ってきた。

相対的剥奪とは、分配状況において、人の満足感は、報酬や負担の絶対量によって規定されるのではなく、他者との相対的比較によって規定されるという現象を指摘したものである。この相対的剥奪に関する研究においては、いかなる状況に相対的剥奪という現象が生起し、相対的剥奪感を感じたときにはどのような行動をとるのかという問題が扱われ、とりわけ集団において生じる集団的剥奪感 (fraternal deprivation) に关心が払われた。

手続き的公正に関する判断とは、分配的公正に関する判断および相対的剥奪という現象が交換関係において得られた報酬や課せられた負担をどう受け止めるかについて焦点を当てたものであったのに対して、その分配方法がいかに決定されたのか、また集団において意志決定がいかになされたかなど、その決定過程に焦点を当てたものであり、その決定の手続きの公正さに関する判断である。この手続き的公正判断研究においては、特に分配的公正判断との関係性を明らかにすることに重点がおかれる、人は、たとえ結果が自己にとって望ましくないものであっても、それを決定する手続きが公正に行われたものであれば、その結果を受け入れることなどがみいだされてきた (e.g. Thibaut & Walker, 1975)。

報復的公正に関する判断とは、社会に存在する規則や規範からの逸脱者に対して正当な罰や制

裁が与えられているか否かに関する判断である。この報復的判断に関する研究は、集団規範や法からの逸脱行為に対する報復の公正基準がいかに決定されるのか、また報復的公正に関わる判断がいかに攻撃行動を増幅させるのかといった問題が中心に扱われてきた。

このようにみてみると、これまでの公正判断に関する研究は、報復的公正に関する研究を除いて、小集団における報酬や負担の分配などの交換関係の均衡性に関わる判断を対象としてきたことがわかる。また、報復的公正に関しても、逸脱者を不正な報酬の獲得者とみなせば、また犯罪を、犯罪者と被害者という二者間の交換関係の不均衡事態とみなせば、基本的には交換関係の均衡性に関わる判断を扱ったものとみなすことができよう。

確かに、交換関係における均衡性は、公正に関わる判断の重要な1つの基準であることは間違いないであろう。またその際の決定手続きの正しさも、同様に公正判断の重要な基準であろう。しかし、公正に関わる判断は、明確な交換関係が認められない状況においても行われる。事実、われわれは他者の傍若な行為には、その行為が直接自己に迷惑を及ぼさなくともそこに不公正さを感じ、またある集団が他の非なき集団に侵略行為を行えば、その行為が自己に何ら被害を及ぼさなくともそこに不公正さを感じる。すると、ここから次のような疑問を提出することができる。それは、交換関係における均衡性という基準以外に、いかなる公正さに関わる基準が存在するのかという疑問である。

この、公正さについていかなる基準が存在するかという問題は、社会的公正判断を解明するうえにおいてきわめて重要な意味をもつ。それは、その判断の過程を考えみれば自ずと明らかになる。公正さに関わる判断過程は、制御理論 (Carver & Scheier, 1981) の枠組に依拠しながら考えてみると、少なくとも次のような段階が想定される。まずは、何らかの社会的事象を認知するという段階である。次には、それに応じた公正さの基準が顕現化する段階である。続いて、この顕現化したあるいは選択されたひとつのあるいは複数の公正さの基準と、認知した社会的事象を照合する段階がある。そして、最後は、その照合の結果より公正さに対する判断を決定する段階である。すなわち、公正に関わる判断は、個人がいかなる公正さに関わる基準を有しているのか、そして公正判断の際にその基準のうちどの基準が顕現化したかによって決定されると考える、したがって、公正さについていかなる基準が存在するか、言い換えれば、人がいかなる基準から公正および不公正を判断しているのかという問題は、公正に関わる判断がいかに行われているのかを明らかにするうえにおいてきわめて重要な問題と位置づけることができる。そこで、本研究においては、まず、公正さに関わる基準はいかなる基準より構成されているのかを検討することを目的とする。

しかしながら、公正に関わる判断は、その判断が困難な場合を除いて、日常的に遭遇する社会的事象に対しては、瞬時にかつ自動的に行われているが故に、被験者にどのような公正さの基準を有しているかという直接的な質問をしたとしても、有効な回答は得られないだろう。また、被験者にどのような事態に公正に関わる判断を行ったかという質問をしたとしても、人は、公正であるとの判断を行った場合は、それは当然の事態として受け取り、その事態に対して深い認知的

処理を行わないが故に、被験者に公正という判断を行った事態を想起および指摘させることは困難だろう。そこで、本研究においては、どのような状況に対して、あるいはどのような状況において不公正であるとの判断を行ったかを調査し、この不公正という判断がなされた事態がいかなる特徴を有しているのかを分析し、そこから、人がいかなる公正さの基準を有しているのかを明らかにすることを試みる。

## 調査 1

調査 1においては、人がいかなる状況において不公正という判断を行い、社会的不公正感を感じているのかを自由記述法を用いて調査し、それを因子分析の手法を用いて分析することにより、不公正という判断がなされる事態を整理することにより、そこから、人がいかなる公正さの基準を有しているのかを明らかにすることを目的とする。

### 方 法

**予備調査**：予備調査においては、人が不公正という判断を行った事態を収集するために、男性 100 名および女性 100 名の計 200 名の大学生を被調査者とし、不公正だと思う状況を 15 種類自由記述するように求めた。回答より、不公正事態に該当しないものや、不公正事態であっても時事的な内容が含まれた回答を省いた結果、198 種類の不公正事態が得られた。さらに、これを予備調査の整理にあたった 7 名の合意のもとに、類似した内容を 1 つの項目にまとめ、77 項目に集約した (Table 1)。

**材料**：予備調査で得られた 77 項目を質問項目として用いた。

**手続**：被調査者に質問項目を呈示し、それぞれの項目内容について‘ひじょうに間違っている’から‘間違っていない’までの 7 段階で評定することを求めた。

**被調査者**：男性 140 名および女性 140 名の計 280 名の大学生を調査対象とした。

### 結果および考察

まず、各項目の得点を‘間違っていない’を 0 とし、‘ひじょうに間違っている’を 6 と数値化し 77 項目の各項目の平均評定値および標準偏差を算出した。その結果は、Table 2 に示すとおりである。各項目の平均評定値をみてみると、本調査で用いられた項目すべてに強い不公正判断がなされているとはいえないものの、大半の項目に対して不公正であるとの判断がなされていることがわかる。次に、各項目の標準偏差をみてみると、その値が大きいことに気づく。これは、同一事態であっても個人によって不公正に関する判断が異なることを示している。

次に、この評定値を用いて主因子法による因子分析を行った。その結果、7 因子が抽出された。プロマックス回転後の因子負荷量は Table 2 に示すとおりである。

まず、第 1 因子は、‘授業中に私語が多いこと’、‘喫煙を禁止されている場所で煙草を吸う人がいること’、‘電車内で携帯電話で話す人がいること’などの項目に代表されるように、多くは公

其の場において、社会的規範から逸脱した行為が行われ、それにより多くの人が損害を受け、不快感を感じている事態を表す項目より構成されている。したがって、この因子を、社会的規範からの逸脱を示す因子として解釈した。

第2因子は、「アルバイトの時給が安いこと」、「家賃が高いこと」、「高速道路の料金が高いこと」、「携帯電話の料金が高いこと」などといった項目に象徴されるように、経済的な交換関係において、個人が投入した資源に対して、その見返りとして得られた結果が不満足なものであると判断された事態を表す項目より構成されている。よって、この因子を経済的交換性における不均衡を示す因子として解釈した。

第3因子は、「沖縄に基地が集中していること」、「男女間で賃金格差があること」、「女性が就職しにくいこと」、「犯罪被害者が救済されないこと」などの項目に代表されるように、特定の集団や特定の立場にのみ、とりわけ弱い存在のみに、不利益や損失が生じている事態を表す項目より構成されている。よって、この因子を損失・損害の不平等性を示す因子として解釈した。

第4因子は、「要領のよい人ばかりが得をすること」、「外見だけで能力や人柄を判断されること」、「コネで就職が決まること」などといった項目に象徴されるように、正当な努力が認められず、すなわち投入した努力に対して正当な評価が得られない一方で、努力せずとも高い評価が得られるといった状況、すなわち、投入した努力量が少ないにもかかわらずそれに高い評価が与えられるといった状況が存在していることを記述した項目より構成されている。よって、この因子を評価の非正当性を示す因子として解釈した。

第5因子は、「人の悪口を言う人がいること」、「嘘をつく人がいること」、「挨拶をしない人がいること」といった項目に象徴されるように、いかなる状況においても、またいかなる他者に対しても行うべき行為ではないとされている行為が行われたという事態が記述された項目より構成されている。よって、この因子を対人的倫理の欠如を示す因子として解釈した。

第6因子は、「未成年者の犯罪に対する量刑が軽いこと」、「官僚が天下りしていること」、「殺人を犯しても死刑にならない場合が多いこと」という項目に代表されるように、何らかの不公正な行為が行われているがそれに対しての制裁が不足している、あるいは制裁を与えるべき手段がないという事態を記述した項目より構成されている。よって、この因子を制裁規定の不備性を示す因子として解釈した。

第7因子は、「出席だけをとて帰る学生がいること」、「電車内で化粧をする人がいること」といった項目にみられるように、他者に明白な損害は与えないものの、その他者の感情に配慮しない行動が不愉快さを与えているという事態を記述した項目より構成されている。よって、この因子を公的自己意識の欠如を示す因子として解釈した。

以上のような、7つの因子が因子分析によって抽出された。そこで、この因子分析の結果に従い、因子ごとに1項目あたりの不公正感に対する平均評定値を算出してみると、Table 4に示すような結果が得られた。この結果は、人が、社会的規範からの逸脱した行為に対して、また特定の集団や人が損失や損害を被っている事態に対して、より強く不公正であるとの判断を行う傾

向があることを示している。

以上、本研究においては、人がいかなる状況において不公正という判断を行っているのかを自己記述法を用いて調査し、それを因子分析の手法を用いて分析することにより、不公正という判断がなされる事態を整理することを試みた。この結果より、人がいかなる公正さの基準を有しているのについて考えてみれば、まずは因子分析によって抽出された第 1 因子の内容より、公正さの基準として社会的規範との合致性という基準が存在することがわかる。次に、第 2 因子の内容より、公正さの基準として経済的交換性における均衡性という基準が存在することがわかる。これは、これまでの公正判断研究において中心的に扱われてきた基準である。また、第 3 因子の内容は、公正さの基準として他者あるいは他集団との平等性あるいは公平性という基準が存在することを示している。これも、これまでの公正判断研究において、とりわけ相対的剥奪現象の研究において扱われてきた基準としてみなすことができよう。そして、第 4 因子の内容は、自己および他者に対してなされる評価の正当性という基準が存在することを示している。また、第 5 因子と第 7 因子の内容は、いずれも公正さの基準として倫理との合致性という基準が存在することを示している。そして、第 6 因子の内容は、公正さの基準として逸脱行為に対する相応の制裁という基準が存在することを示している。これはこれまで報復的公正研究において指摘してきた基準である。

以上のことより、公正さの基準には、1) 社会的規範との合致性、2) 経済的交換性の均衡性、3) 他者との平等性、4) 評価の正当性、5) 倫理との合致性、6) 逸脱行為に対する相応の制裁という 6 つの基準が存在するといえる。

## 調査 2

調査 1においては、人が不公正という判断が行う状況を整理し、人は、1) 社会的規範からの逸脱、2) 経済的交換性における不均衡、3) 損失・損害の不平等性、4) 評価の非正当性、5) 対人的倫理の欠如、6) 制裁規定の不備性、7) 公的自己意識の欠如を示す事象を認知したときに、その事象に対して不公正という判断を行うことを明らかにした。また、調査 1においては、この公正に関する判断が、個人によって異なることも指摘された。調査 2においては、この公正判断における個人差を問題としてとりあげる。

なぜ、同一の事態に対して個人によって公正さの判断に違いができるのであろうか。その原因として、項目の評定の仕方の個人差、そして当該事態に対する自己関与性などの要因も考えられるが、まず第 1 に指摘することができるのが公正の基準の個人差の要因である。そして、この公正の基準の個人差を生み出すものとしてこれまで指摘されたのが集団への所属性あるいは同一性 (e.g. Tajfel & Turner, 1986) であり、それと相互規定関係にあるのが、自尊心 (self-esteem), 自己評価 (self-evaluation) および自己概念 (self-concept) であった (e.g. Lind & Tyler, 1988)。そこで、本調査においては、自尊心および統制感 (locus of control) という自己概念と調査 1 で

得られた公正さの基準との関係を分析することを目的とする。

## 方 法

**材料**：材料として社会的不公正に関する判断を測定する項目、自尊感情を測定する自尊感情尺度、統制感を測定する Locus of Control 尺度を用いた。社会的不公正に関する判断を測定する項目には、調査 1 の因子分析において抽出した 7 因子に負荷した 57 項目を質問項目として用いた。自尊感情尺度には、Rosenberg (1965) の自尊感情尺度を、山本・松井・山成 (1982) が邦訳したもの用いた。この尺度は 10 項目より構成される。そして Locus of Control (LOC) 尺度には、鎌原・樋口・清水 (1982) によって作成されたものを用いた。この尺度は 18 項目より構成される。

**調査手続**：被調査者には各項目に対して、社会的公正感においては‘間違っていない’から‘ひじょうに間違っている’までの 7 段階、自尊感情尺度においては‘あてはまらない’から‘あてはまる’までの 5 段階、LOC 尺度においては‘そう思わない’から‘そう思う’までの 4 段階の評定を求めた。特に時間制限は設けなかった。

**被調査者**：男性 100 名および女性 100 名の計 200 名の大学生を調査対象とした。

## 結果および考察

社会的不公正に関する判断と自尊心および統制感との間において相関分析を行った。その結果は、Table 5 に示すとおりである。

その結果、まず、評価の非正当性と自尊心との間に有意な負の相関 ( $r=-.172, p<.05$ ) が認められた。これは、自尊心が高い個人が、評価が正当でない事態に遭遇したとしても、それを不公正と判断しない傾向を示している。これは自尊心が高い個人は、自己に対して肯定的な評価を行っているために、他者の評価に敏感ではないとの解釈が成立する。また、損失の不平等性と統制感との間に有意な正の相関が ( $r=.142, p<.05$ ) が認められた。これは、統制感の強い個人が損失の不平等事態に対して、それをより強く不公正と判断する傾向があることを示している。これは、統制感の強い個人は、自己の取り巻く環境を自分自身で統制しうると思っているのに対して、損失の不平等の因子に負荷する項目は、個人の統制の及ばない社会的制度や多くの他者の言動によって生起する事態より構成されている。したがって、これに対してより強く不公正であるとの判断がなされたとの解釈が成立する。ただし、ここで得られた相関関係はきわめて弱いものであり、むしろ、公正に関わる判断が自尊心や統制感によって直接的な影響を受けるのではないという解釈を適用するのが妥当であると考えられる。

## 調 査 3

調査 1においては、人が不公正感を感じる事態として、1) 社会的規範からの逸脱、2) 経済的交換性における不均衡、3) 損失・損害の不平等性、4) 評価の非正当性、5) 対人的倫理の欠如、6) 制裁規定の不備性、7) 公的自己意識の欠如という質的に異なる事態があることをみ

いだした。調査 3においては、このそれぞれ異なる不公正事態に対していくかなる反応を示すのかを問題とする。

不公正事態に対するひとつの反応として公正の回復を図るという反応がある。そして、そのための手段として、社会的支持を集め、報復を行う、服従するなどの行動がとられる。しかし、反応は公正を回復する方向に向かうとは限らない。集団からの離脱、無関係な攻撃、あるいはストレス反応、また不公正事態を容認する等の反応がある (Tyler, 1997)。そこで、調査 3においては、社会的不公正に関わる判断と社会的不公正な判断が新たな行動や反応を開始させるという意味において目標 (goal), ストレス (stress) および攻撃性 (aggression) との関係を分析することを目的とする。

## 方 法

**材料**：社会的不公正に関わる判断を測定する項目、心理的ストレスを測定する心理的ストレス反応尺度、攻撃性を測定する身体的攻撃尺度と言語的攻撃尺度、目標を測定する項目の計 6 種類の質問項目および尺度を用いた。

社会的不公正感を測定する項目には、調査 2 と同様、調査 1 の因子分析において抽出した 7 因子に負荷した 57 項目を質問項目として用いた。ストレスを測定する尺度として、新名・坂田・矢富・本間 (1990) によって作成された心理的ストレス反応尺度用いた。この尺度は情動的反応に関する抑うつ気分尺度 8 項目、不安尺度 8 項目、不機嫌尺度 5 項目、怒り尺度 5 項目と、認知・行動反応に関する自信喪失尺度 3 項目、不信尺度 3 項目、絶望尺度 3 項目、心配尺度 3 項目、思考力低下尺度 3 項目、非現実的願望尺度 3 項目、無気力尺度 3 項目、引きこもり尺度 3 項目、焦燥尺度 3 項目の計 53 項目より構成される。攻撃性を測定する尺度として、Buss & Durkee (1957) の身体的攻撃尺度と言語的攻撃尺度を用いた。身体的攻撃尺度は 10 項目、言語的攻撃尺度は 13 項目より構成される。目標を測定する項目には、森上・西迫・桑原 (1997) が行った目標に関する因子分析において、彼らが抽出した 5 因子に負荷する 53 項目を質問項目として用いた。これは、人格成長目標を測定する 16 項目、社会的生活充実目標を測定する 11 項目、個人的生活充実目標を測定する 9 項目、日常的生活遂行目標を測定する 10 項目、知的成長目標を測定する 7 項目より構成される。

**手続**：被調査者には項目を提示し、社会的公正判断を測定する項目に関しては「間違っていない」から「ひじょうに間違っている」までの 7 段階で、心理的反応尺度に関しては「全くちがう」から「その通りだ」までの 4 段階で、身体的攻撃尺度と言語的攻撃尺度においては「あてはまらない」から「あてはまる」までの 4 段階で、目標に関する項目に関しては、「まったくもってない」から「ひじょうに強くもっている」までの 7 段階で評定を行うことを求めた。

**被調査者**：男性 100 名および女性 100 名の計 200 名の大学生を調査対象とした。

## 結果および考察

社会的不公正に関わる判断と目標、ストレス、攻撃性との間ににおいてそれぞれ相関分析を行っ

た。まず、社会的不公正に関する判断と目標との相関分析の結果は、Table 6 に示すとおりである。この結果は、社会的不公正に関する判断と個人が有する目標との間に強い相関関係があることを示している。しかし、この結果からは、社会的不公正に関する判断が目標を高めたのか、それとも多くの目標を強く有しているから、さまざまな事態に対して不公正さを強く感じたのか、その因果関係の方向性は特定できない。しかし、いずれにせよ、社会的公正判断と目標との関係性が強いことは明白である。この強い関係性がなぜ生じるのかは今後の課題とされる。

次に、社会的不公正に関する判断とストレスとの関係を Table 7 に、また社会的不公正に関する判断と攻撃性との関係を Table 8 に示す。Table 7 および Table 8 より、社会的不公正に関する判断とストレスとの間にも、また社会的不公正に関する判断と攻撃性との間にも顕著な相関関係がないことがわかる。これらの結果は、社会的不公正に関する判断が、直ちにストレスおよび攻撃行動を生起させるものではないことを示している。すると、これまで指摘してきたように、社会的不公正感がストレス反応を攻撃行動反応を引き起こすとするならば、そこには公正に関する判断以外の別の要因を想定する必要あるといえよう。

以上、本研究においては、社会的公正判断がいかなる基準から構成されているか、社会的公正判断と自尊心および統制感との関係、そして社会的公正判断と目標、ストレスおよび攻撃性との関係についての分析を行った。

Table 1 予備調査の結果

1 学歴偏重社会であること	40 嘘をつく人がいること
2 将来年金がもらえないかもしないこと	41 電車内で化粧をするひとがいること
3 土地が高いこと	42 犯罪被害者が救済されないこと
4 政治に国民の意見が反映されていないこと	43 図書館で大きな声で話す人がいること
5 借りたものを返さない人がいること	44 道路が混んでいること
6 就職率が低いこと	45 警察官の不祥事が多いこと
7 ゴミを道に捨てる人が多いこと	46 人の悪口を言う人がいること
8 女性を蔑視する人がいること	47 出席だけをとつて帰る学生がいること
9 児童虐待が多いこと	48 くわえ煙草で歩く人がいること
10 無駄な公共事業が行われていること	49 アルバイトの時給が安いこと
11 加害者の人権が守られて被害者の人権が守られていないこと	50 最終電車の時刻が早いこと
12 原子力発電所が地方ばかりにあること	51 ゴミの分別の仕方が地域によって異なること
13 地下鉄の料金が高いこと	52 車を運転しながら携帯電話を使用する人がいること
14 子供の遊び場所がないこと	53 沖縄に基地が集中していること
15 海外に膨大な資金援助が行われていること	54 プライバシーを侵害した興味本位な報道が多いこと
16 喫煙を禁止されている場所で煙草を吸う人がいること	55 家賃が高いこと
17 約束を守らない人がいること	56 分かりにくく授業をしている先生がいること
18 国民が政治に無関心であること	57 未成年者の犯罪に対する量刑が軽いこと
19 敬語を使わない人がいること	58 女性が就職しにくいこと
20 電車内で携帯電話で話す人がいること	59 税金が高いこと
21 自己の責任を他者に転嫁する人がいること	60 要領のよい人ばかりが得をすること
22 貧富の差があること	61 子供のしつけができない親が多いこと
23 外見だけで能力や人柄を判断されること	62 官僚が天下りしていること
24 死刑が行われていること	63 無愛想な店員がいること
25 授業中に私語が多いこと	64 まじめな人を馬鹿にする風潮があること
26 一生懸命働いていても安心して生活が送れないこと	65 電車内で大声で話す人がいること
27 環境問題に無関心な人が多いこと	66 終身刑がないこと
28 他者を非難ばかりする人がいること	67 高速道路の料金が高いこと
29 障害者が生きにくく社会であること	68 非があるのに謝罪しない人がいること
30 騒音に無神経な人がいること	69 電車に乗るときに割り込む人がいること
31 コネで就職が決まる	70 カンニングをする人がいること
32 常に自分が正しいと思いこんでいる人がいること	71 謝れば済むと思っている人がいること
33 物価が高いこと	72 挨拶をしない人がいること
34 満員電車で新聞を読む人がいること	73 男女間で賃金格差があること
35 他者を見下す言動をとる人がいること	74 犯人を犯しても死刑にならない場合が多いこと
36 未成年者が凶悪犯罪を起こすこと	75 大学の学費が高いこと
37 違法駐車が多いこと	76 深夜に暴走族がうるさいこと
38 携帯電話の料金が高いこと	77 社会保険料がこれから高くなっていくこと
39 育児休暇を取れる会社が少ないこと	

Table 2 各項目の平均評定値および標準偏差（平均評定値の高い順に並べかえたもの）

順位	項目番号	項目	平均評定値	標準偏差
1	9	児童虐待が多いこと	5.14	1.66
2	5	借りたものを返さない人がいること	4.94	1.73
3	76	深夜に暴走族がうるさいこと	4.93	1.50
4	45	警察官の不祥事が多いこと	4.86	1.61
5	11	加害者の人権が守られて被害者の人権が守られていないこと	4.85	1.52
6	16	喫煙を禁止されている場所で煙草を吸う人がいること	4.83	1.69
7	4	政治に国民の意見が反映されていないこと	4.76	1.65
8	8	女性を蔑視する人がいること	4.76	1.60
9	68	非があるのに謝罪しない人がいること	4.74	1.51
10	7	ゴミを道に捨てる人が多いこと	4.71	1.84
11	39	育児休暇を取れる会社が少ないとこと	4.64	1.55
12	43	図書館で大きな声で話す人がいること	4.63	1.41
13	54	プライバシーを侵害した興味本位な報道が多いこと	4.63	1.63
14	42	犯罪被害者が救済されないこと	4.63	1.68
15	62	官僚が天下りしていること	4.62	1.73
16	73	男女間で賃金格差があること	4.61	1.52
17	29	障害者が生きにくい社会であること	4.60	1.58
18	75	大学の学費が高いこと	4.59	1.74
19	58	女性が就職しにくいこと	4.55	1.63
20	10	無駄な公共事業が行われていること	4.53	1.71
21	57	未成年者の犯罪に対する量刑が軽いこと	4.44	1.69
22	64	まじめな人を馬鹿にする風潮があること	4.43	1.57
23	61	子供のしつけができない親が多いこと	4.40	1.73
24	17	約束を守らない人がいること	4.40	1.62
25	2	将来年金がもらえないかもしれないこと	4.32	1.83
26	69	電車に乗りときに割り込む人がいること	4.30	1.57
27	56	分かりにくい授業をしている先生がいること	4.25	1.85
28	74	殺人を犯しても死刑にならない場合が多いこと	4.25	1.79
29	21	自己の責任を他者に転嫁する人がいること	4.25	1.60
30	77	社会保険料がこれから高くなっていくこと	4.19	1.79
31	66	終身刑がないこと	4.19	1.69
32	52	車を運転しながら携帯電話を使用する人がいること	4.19	1.63
33	35	他者を見下す言動をとる人がいること	4.15	1.73
34	59	税金が高いこと	4.15	1.84
35	28	他者を非難ばかりする人がいること	4.11	1.61
36	27	環境問題に無関心な人が多いこと	4.09	1.60
37	26	一生懸命働いていても安心して生活が送れないこと	4.09	1.79
38	23	外見だけできやん柄を判断されること	4.08	1.89
39	70	カンニングをする人がいること	4.02	1.64
40	65	電車内で大声で話す人がいること	3.99	1.61
41	14	子供の遊び場所がないこと	3.99	1.50
42	30	騒音に無神経な人がいること	3.96	1.71
43	53	沖縄に基地が集中していること	3.95	1.67
44	71	謝れば済むと思っている人がいること	3.89	1.57
45	31	コネで就職が決まること	3.86	1.95
46	37	違法駐車が多いこと	3.84	1.72
47	36	未成年者が凶悪犯罪を起こすこと	3.81	1.94
48	38	携帯電話の料金が高いこと	3.73	1.97
49	25	授業中に私語が多いこと	3.73	1.76
50	72	挨拶をしない人がいること	3.68	1.53
51	63	無愛想な店員がいること	3.68	1.78
52	67	高速道路の料金が高いこと	3.62	1.72
53	18	国民が政治に無関心であること	3.60	1.72
54	32	常に自分が正しいと思いこんでいる人がいること	3.59	1.90
55	55	家賃が高いこと	3.58	1.70
56	49	アルバイトの時給が安いこと	3.55	1.88
57	19	敬語を使わない人がいること	3.52	1.58
58	6	就職率が低いこと	3.52	1.81
59	20	電車内で携帯電話で話す人がいること	3.51	1.68
60	50	最終電車の時刻が早いこと	3.50	1.85
61	48	くわえ煙草で歩く人がいること	3.44	1.96
62	33	物価が高いこと	3.41	1.65
63	34	満員電車で新聞を読む人がいること	3.35	1.82
64	13	地下鉄の料金が高いこと	3.28	1.66
65	46	人の悪口を言う人がいること	3.24	1.75
66	1	学歴偏重社会であること	3.21	1.70
67	3	土地が高いこと	3.20	1.75
68	51	ゴミの分別の仕方が地域によって異なること	3.17	1.94
69	47	出席だけをとつて帰る学生がいること	3.11	1.76
70	40	嘘をつく人がいること	3.10	1.78
71	12	原子力発電所が地方ばかりにあること	2.96	1.74
72	15	海外に膨大な資金援助が行われていること	2.92	1.79
73	60	要領のよい人ばかりが得をすること	2.88	2.02
74	44	道路が混んでいること	2.82	1.67
75	41	電車内で化粧をするひとがいること	2.75	1.83
76	22	貧富の差があること	2.68	1.81
77	24	死刑が行われていること	1.73	1.77

Table 3 因子分析の結果

因子名	項目	1	2	3	4	5	6	7
社会的規範からの逸脱	授業中に私語が多いこと	.859	-.079	-.084	-.128	-.069	-.054	.255
	ゴミを道に捨てる人が多いこと	.842	-.096	-.052	.083	-.044	.082	.005
	喫煙を禁止されている場所で煙草を吸う人がいること	.797	-.000	.077	-.072	-.120	.020	.110
	児童虐待が多いこと	.750	.003	-.035	.066	-.022	.161	-.088
	約束を守らない人がいること	.714	-.020	-.098	-.029	.210	.017	.159
	自己の責任を他者に転嫁する人がいること	.698	-.093	-.104	.001	.312	.031	-.028
	電車内で携帯電話で話す人がいること	.671	-.030	.130	-.146	-.073	-.033	.270
	借りたものを返さない人がいること	.631	.030	.007	.009	.088	.049	-.042
	加害者の人権が守られて被害者の人権が守られていないこと	.618	.031	.068	.043	-.062	.178	-.138
	敬語を使わない人がいること	.612	.124	-.096	-.177	.198	-.115	.080
	女性を蔑視する人がいること	.603	-.096	.251	.114	-.063	.015	-.064
	障害者が生きにくい社会であること	.583	-.086	.297	.228	-.037	-.318	-.083
	環境問題に無関心な人が多いこと	.581	.024	-.057	.086	.162	-.062	.052
	騒音に無神経な人がいること	.576	.050	-.029	.066	.163	-.210	-.019
	子供の遊び場所がないこと	.525	.147	.134	-.036	-.039	.263	.005
	政治に国民の意見が反映されていないこと	.513	-.113	-.021	.267	-.176	.252	.031
	図書館で大きな声で話す人がいること	.500	-.047	.127	-.268	.016	.217	.108
	違法駐車が多いこと	.480	.107	.092	.085	.008	-.031	.237
	無駄な公共事業が行われていること	.455	-.061	-.085	.274	-.110	.300	-.009
	他者を非難ばかりする人がいること	.447	-.057	-.077	.144	.404	-.101	-.065
	育児休暇を取れる会社が少ないとこと	.420	.160	.385	.050	-.047	-.099	-.126
	国民が政治に無関心であること	.359	.005	.045	.172	.090	-.128	.155
	将来年金がもらえないかもしれないこと	.299	.038	-.041	.284	-.039	.276	-.127
	未成年者が凶悪犯罪を起こすこと	.221	.185	.133	.148	.119	-.089	.018
経済的交換性における不均衡	アルバイトの時給が高いこと	.035	.719	-.122	-.030	.004	.047	-.004
	家賃が高いこと	.156	.658	.046	-.021	-.070	.058	-.051
	高速道路の料金が高いこと	-.096	.621	-.091	.041	-.015	.283	.070
	携帯電話の料金が高いこと	.073	.595	-.070	.037	.111	.087	-.116
	最終電車の時刻が早いこと	-.157	.530	.054	-.112	.035	.086	-.112
	物価が高いこと	.136	.515	.067	.315	-.127	-.040	.086
	道路が混んでいること	-.178	.513	.069	.079	.006	.012	.217
	地下鉄の料金が高いこと	.181	.414	-.313	.224	.057	.046	.111
	社会保険料がこれから高くなっていくこと	.005	.349	.092	.214	-.023	.200	-.035
	無愛想な店員がいること	-.107	.340	.049	-.035	.334	.136	.019
	税金が高いこと	-.054	.320	.052	.294	-.027	.319	-.055
	大学の学費が高いこと	.135	.273	.168	.063	.060	.248	-.069
損失・損害の不平等	沖縄に基地が集中していること	.018	.049	.767	.130	-.192	-.192	.120
	男女間で賃金格差があること	.022	-.109	.743	.206	.059	-.172	-.050
	女性が就職しにくいこと	.003	-.084	.704	.323	-.003	.015	-.091
	プライバシーを侵害した興味本位の報道が多いこと	.274	-.103	.609	.016	.023	.033	-.040
	まじめな人を馬鹿にする風潮があること	.187	-.075	.584	.025	.105	-.081	.065
	犯罪被害者が救済されないこと	.304	-.020	.466	.007	-.040	-.003	-.031
	車を運転しながら携帯電話を使用する人がいること	.171	-.019	.451	-.006	-.054	.018	.221
	深夜に暴走族がうるさいこと	.243	.124	.428	-.040	-.022	.146	-.022
	非があるのに謝罪しない人がいること	.148	.071	.368	-.119	.345	.204	-.201
	電車内で大声で話す人がいること	.225	.055	.345	-.137	.180	.040	.210
	カッティングをする人がいること	.019	-.009	.344	.001	.311	-.142	.214
	警察官の不祥事が多いこと	.200	.111	.269	.068	-.054	.252	.084
	電車に乗るときに割り込む人がいること	.193	.059	.249	-.161	.202	.163	.023
	ゴミの分別の仕方が地域によって異なること	-.068	.180	.240	.045	.168	.083	.042
評価の非正当性	貧富の差があること	-.089	.158	.139	.592	.169	-.368	.141
	要領のよいばかりが得をすること	-.232	-.016	.001	.467	.266	.007	.293
	外見だけで能力や人柄を判断されること	.203	.066	.190	.461	.194	-.091	-.095
	コネで就職が決まること	-.092	-.118	.129	.445	.188	.263	.212
	学歴偏重社会であること	.108	-.121	-.049	.440	.080	.158	-.012
	土地が高いこと	-.034	.241	.124	.400	-.072	-.011	-.069
	就職率が低いこと	.290	.273	-.029	.395	-.089	-.102	.064
	一生懸命働いていても安心して生活が送れないこと	.291	.170	.069	.364	.174	-.134	-.048
	原子力発電所が地方ばかりにあること	-.068	-.008	.227	.353	-.013	-.112	.107
対人的倫理の欠如	人の悪口を言う人がいること	-.011	-.030	-.047	.165	.655	-.033	.179
	常に自分が正しいと思いこんでいる人がいること	.123	-.034	-.117	.149	.548	.082	-.038
	嘘をつく人がいること	.044	.006	.201	.250	.546	.090	.210
	他者を見下す言動をとる人がいること	.337	-.088	.062	.126	.512	-.039	-.118
	挨拶をしない人がいること	-.014	.188	.277	-.096	.495	-.122	-.007
	謝れば済むと思っている人がいること	-.060	.006	.305	-.123	.459	.165	.031
制裁規定の不備性	未成年者の犯罪に対する量刑が軽いこと	.026	.064	.088	.101	-.032	.602	.043
	死刑が行われていること	.093	-.058	.189	.224	-.116	.512	.223
	官僚が天下りしていること	-.079	-.126	.289	.298	.061	.479	.135
	海外に膨大な資金援助が行われていること	-.111	.177	-.288	.047	-.046	.468	.083
	殺人を犯しても死刑にならない場合が多いこと	-.045	.241	.058	.002	.053	.465	.036
	子供のしつけができない親が多いこと	.181	.031	.187	.008	.158	.361	.118
	終身刑がないこと	.037	.085	.032	-.145	-.049	.322	.084
	分かりにくい授業をしている先生がいること	.211	.180	.055	-.059	.072	.286	-.039
	満員電車で新聞を読む人がいること	.033	.022	.172	-.048	.058	.200	.164
公的自己意識の欠如	出席だけをとって帰る学生がいること	.017	-.085	-.075	.144	.195	.047	.579
	くわえ煙草で歩く人がいること	.299	.033	.136	-.060	-.112	.053	.524
	電車内で化粧をする人がいること	.083	.043	.074	.069	.069	-.007	.421

社会的規範からの逸脱	.473 **
経済的交換性における不均衡	.703 ** .502 **
評価の非正当性	.535 ** .456 ** .395 **
対人的倫理の欠如	.531 ** .422 ** .546 ** .340 **
制裁規定の不備性	.548 ** .429 ** .568 ** .397 .405 **
公的自己意識の欠如	.165 ** .144 ** .224 ** .446 ** .231 ** .041

\*p &lt; .05 \*\*p &lt; .01

Table 4 各因子の平均評定値及び標準偏差

因 子	平均評定値	標準偏差
社会的規範からの逸脱	4.40	0.10
経済的交換性における不均衡	3.60	0.11
損失・損害の不平等	4.49	0.07
評価の非正当性	3.38	0.09
対人的倫理の欠如	3.55	0.13
制裁規定の不備性	3.59	0.04
公的自己意識の欠如	3.28	0.14

Table 5 社会的不公正感と自尊心、統制感の相関関係

	社会的規範 からの逸脱	経済的交換性 における不均衡	損失の 不平等性	評価の 非正当性	対人的倫理 の欠如	制裁規定 の不備性	公的自己 意識の欠如
自尊心	.082	-.076	.003	-.172 *	.026	-.092	.055
統制感	.087	-.107	.142 *	-.077	.060	.040	.059

\*p&lt;.05 \*\*p&lt;.01

Table 6 社会的不公正感と目標の相関関係

	人格成長目標	社会的生活 充実目標	個人的生活 充実目標	日常的生活 遂行目標	知的成長目標
社会的規範からの逸脱	.269 **	.186 **	.200 **	.211 **	.235 **
経済的交換性における不均衡	.062	.276 **	.243 **	.200 **	.168 *
損失の不平等性	.239 **	.154 *	.168 *	.192 **	.198 **
評価の非正当性	.168 *	.279 **	.176 *	.259 **	.096
対人的倫理の欠如	.249 **	.316 **	.310 **	.261 **	.101
制裁規定の不備性	.014	.093	.147 *	.002	.065
公的自己意識の欠如	.119	.181 *	.088	.109	.173 *

\*p&lt;.05 \*\*p&lt;.01

Table 7 社会的不公正感とストレスの相関関係

	情 動 的 反 応			
	抑うつ気分	不 安	不機嫌	怒 り
社会的規範からの逸脱	-.044	-.018	.053	-.029
経済的交換性における不均衡	.022	.142 *	.131	.074
損失の不平等性	-.073	-.022	.044	-.071
評価の非正当性	.118	.175 *	.103	.041
対人的倫理の欠如	-.056	-.049	-.013	-.108
制裁規定の不備性	.060	.059	.074	.023
公的自己意識の欠如	.021	.104	.124	.045

  

	認 知 ・ 行 動 的 反 応								
	自信喪失	不 信	絶 望	心 配	思考力低下	非現実的願望	無気力	引きこもり	焦 燥
社会的規範からの逸脱	-.040	-.030	.055	-.022	-.142 *	.030	.024	-.126	-.159
経済的交換性における不均衡	.076	.043	.099	.085	.082	.057	.130	-.028	.016
損失の不平等性	-.042	-.101	-.015	-.019	-.118	.042	.028	-.139	-.132
評価の非正当性	.176 *	.071	.213 **	.128	.078	.108	.107	-.066	-.015
対人的倫理の欠如	-.042	-.066	.008	-.071	-.057	.032	-.001	-.181 *	-.134
制裁規定の不備性	.031	-.046	.110	.000	-.035	-.018	.092	-.068	.032
公的自己意識の欠如	.046	.062	.030	-.020	-.063	-.005	-.056	-.040	-.149 *

\*p&lt;.05 \*\*p&lt;.01

Table 8 社会的不公正感と攻撃性の相関関係

	身体的攻撃	言語的攻撃
社会的規範からの逸脱	.001	.046
経済的交換性における不均衡	-.149 *	-.072
損失の不平等性	-.027	.041
評価の非正当性	-.148 *	-.019
対人的倫理の欠如	-.187 **	-.058
制裁規定の不備性	.166	.089
公的自己意識の欠如	-.049	.040

\*p&lt;.05 \*\*p&lt;.01

## 引用文献

- Adams, J. S. 1965 Inequity in social exchange. In L. Berkowitz (Ed.) *Advances in Experimental Social Psychology*. Vol.2 New York : Academic Press.
- Buss, A.H., & Durkee, A. 1957 An inventory for assessing different kinds of hostility. *Journal of Consulting Psychology*, 21, 343-349.
- Caruer, C. S., & Scheier, M. F. 1981 Attention and self-regulation : A control-theory approach to human behavior. Spvinger Verlag.
- Crosby, F. 1982 *Relative deprivation and working woman*. New York : Oxford University Preess.
- 角野善司 1993 個人的目標研究の動向 東京大学教育学部紀要, 33, 117-124.
- 鎌原雅彦・樋口一辰・清水直治 1982 Locus of Control 尺度の作成と、信頼性、妥当性の検討 教育心理学研究, 30, 302-307.
- Lind, E. A., & Tyler, T. R. 1988 *The social psychology of procedural justice*. New York: Plenum.
- 森上幸夫・西迫成一郎・桑原尚史 1997 目標構造の分析 日本心理学会第61回大会発表論文集, 581.
- 新名理恵・坂田成輝・矢富直美・本間昭 1990 心理的ストレス反応尺度の開発 心身医学, 30, 30-38.
- 越良子 1994 目標と達成可能性認知が自己査定行動の生起に及ぼす影響 心理学研究, 65, 364-370.
- Rosenberg, M. 1965 *Society and adolescent self-image*. Princeton University Press.
- Shaver, K. G. 1970 Defensive attribution : Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for accidents. *Journal of Personality and Social Psychology*, 14, 101-113.
- Tajfel, H., & Turner, J. 1986 An integrative theory of intergroup conflict. Worchel, S. (Ed.) *Psychology of intergroup relations*. Chicago:Nelson Hall.
- Thibaut, J., & Walker, L. 1975 *Procedural justice : A psychological analysis*. Hillsdale, NJ : Lawrence Erlbaum.
- Tyler, T. R., Boeckmann, R. T., Smith, H. J., & Huo, Y. J. 1997 *Social Justice in a Diverse Society*. Boulder, Colorado:Westview Press.
- 山本真理子・松井豊・山成由紀子 1982 認知された自己の諸側面の構造 教育心理学研究, 30, 64-68.